

平成25年12月24日

平成26年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）

標記の件について、別紙のとおりとりまとめました。

なお、数値については、今後精査の結果変わることがありますので、念のため申し添えます。

（連絡先）

自治税務局企画課

担当：天利企画官、安藤係長

電話：（代表）03-5253-5111

（内線）5655、23521

（直通）03-5253-5658

（FAX）03-5253-5659

平成26年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）

1 地方税

(1) 総括表

（単位：億円）

区 分	平成25年度 当初見込額 (A)	平 成 26 年 度							(G)/(A) × 100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
		平成25年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△) 収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成25年度 当初見込額 に対する増 減(△) 収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道 府 県 税	139,001	8,812	147,813	△ 910	△ 283	△ 1,193	146,620	7,619	105.5	41.8
2. 市 町 村 税	201,297	3,069	204,366	8	△ 188	△ 180	204,186	2,889	101.4	58.2
3. 計	340,298	11,881	352,179	△ 902	△ 471	△ 1,373	350,806	10,508	103.1	100.0

地方法人特別譲与税	17,643	4,397	22,040	△ 1	△ 210	△ 211	21,829	4,186	123.7
-----------	--------	-------	--------	-----	-------	-------	--------	-------	-------

（参考） 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位：億円）

区 分	平成25年度 当初見込額 (A)	平 成 26 年 度							(G)/(A) × 100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
		平成25年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△) 収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成25年度 当初見込額 に対する増 減(△) 収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道 府 県 税	121,762	5,928	127,690	△ 284	△ 274	△ 558	127,132	5,370	104.4	36.2
2. 市 町 村 税	218,536	5,953	224,489	△ 618	△ 197	△ 815	223,674	5,138	102.4	63.8
3. 計	340,298	11,881	352,179	△ 902	△ 471	△ 1,373	350,806	10,508	103.1	100.0

地方法人特別譲与税	17,643	4,397	22,040	△ 1	△ 210	△ 211	21,829	4,186	123.7
-----------	--------	-------	--------	-----	-------	-------	--------	-------	-------

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成26年度								
	平成25年度 当初見込額 (A)	平成25年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成25年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	55,153	1,835	56,988		△ 77	△ 77	56,911	1,758	103.2
個人均等割	595	274	869				869	274	146.1
所得割	45,672	75	45,747				45,747	75	100.2
法人均等割	1,341	△ 4	1,337				1,337	△ 4	99.7
法人税割	5,459	789	6,248		△ 77	△ 77	6,171	712	113.0
利子割	1,180	33	1,213				1,213	33	102.8
配当割	769	575	1,344				1,344	575	174.8
株式等譲渡所得割	137	93	230				230	93	167.9
2. 事業税	25,109	3,298	28,407	1	△ 189	△ 188	28,219	3,110	112.4
個人	1,678	117	1,795				1,795	117	107.0
法人	23,431	3,181	26,612	1	△ 189	△ 188	26,424	2,993	112.8
3. 地方消費税	26,650	3,410	30,060		△ 17	△ 17	30,043	3,393	112.7
譲渡割	19,280	595	19,875		△ 17	△ 17	19,858	578	103.0
貨物割	7,370	2,815	10,185				10,185	2,815	138.2
4. 不動産取得税	3,304	340	3,644	△ 11		△ 11	3,633	329	110.0
5. 道府県たばこ税	1,710	△ 201	1,509				1,509	△ 201	88.2
6. ゴルフ場利用税	486	3	489				489	3	100.6
7. 自動車取得税	1,900	△ 52	1,848	△ 900		△ 900	948	△ 952	49.9
8. 軽油引取税	9,233	209	9,442				9,442	209	102.3
9. 自動車税	15,497	△ 17	15,480				15,480	△ 17	99.9
10. 鉱区税	4	△ 1	3				3	△ 1	75.0
11. 固定資産税(特例分等)	18	△ 2	16				16	△ 2	88.9
普通税計	139,064	8,822	147,886	△ 910	△ 283	△ 1,193	146,693	7,629	105.5
(II) 目的税									
1. 狩猟税	16	△ 1	15				15	△ 1	93.8
目的税計	16	△ 1	15				15	△ 1	93.8
(III) 道府県税小計	139,080	8,821	147,901	△ 910	△ 283	△ 1,193	146,708	7,628	105.5
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 79	△ 9	△ 88				△ 88	-	-
(V) 道府県税計	139,001	8,812	147,813	△ 910	△ 283	△ 1,193	146,620	7,619	105.5

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

地方法人特別譲与税	17,643	4,397	22,040	△ 1	△ 210	△ 211	21,829	4,186
-----------	--------	-------	--------	-----	-------	-------	--------	-------

(単位：億円)

区 分	平成25年度 当初見込額 (A)	平 成 26 年 度						平成25年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) / (A) × 100 (%)	
		平成25年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)				
B 市町村税										
(I) 普通税										
1. 市町村民税	88,095	2,266	90,361	△ 1	△ 188	△ 189	90,172	2,077	102.4	
個人均等割	1,782	286	2,068				2,068	286	116.0	
所得割	68,477	37	68,514				68,514	37	100.1	
法人均等割	3,915	△ 5	3,910				3,910	△ 5	99.9	
法人税割	13,921	1,948	15,869	△ 1	△ 188	△ 189	15,680	1,759	112.6	
2. 固定資産税	85,968	1,065	87,033		8		8	87,041	1,073	101.2
土地	33,542	85	33,627		3		3	33,630	88	100.3
家屋	36,032	938	36,970		4		4	36,974	942	102.6
償却資産	15,484	24	15,508		1		1	15,509	25	100.2
純固定資産税小計	85,058	1,047	86,105		8		8	86,113	1,055	101.2
交付金	910	18	928					928	18	102.0
3. 軽自動車税	1,852	57	1,909				1,909	57	103.1	
4. 市町村たばこ税	9,738	△ 508	9,230				9,230	△ 508	94.8	
5. 鉱産税	18	1	19				19	1	105.6	
6. 特別土地保有税	13	△ 2	11				11	△ 2	84.6	
普通税計	185,684	2,879	188,563	7	△ 188	△ 181	188,382	2,698	101.5	
(II) 目的税										
1. 入湯税	220	7	227				227	7	103.2	
2. 事業所税	3,542	△ 78	3,464				3,464	△ 78	97.8	
3. 都市計画税	11,988	277	12,265	1		1	12,266	278	102.3	
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0	
目的税計	15,750	206	15,956	1		1	15,957	207	101.3	
(III) 市町村税小計	201,434	3,085	204,519	8	△ 188	△ 180	204,339	2,905	101.4	
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 137	△ 16	△ 153				△ 153	—	—	
(V) 市町村税計	201,297	3,069	204,366	8	△ 188	△ 180	204,186	2,889	101.4	

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成25年度 当初見込額 (A)	平 成 26 年 度					(E)/(A) ×100 (%)
		平成25年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正によ る増減(△)収 見込額 (D)	改正法による 収入見込額 (C)+(D) (E)	平成25年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1. 地方揮発油譲与税	2,756	△ 48	2,708		2,708	△ 48	98.3
2. 石油ガス譲与税	110	△ 10	100		100	△ 10	90.9
3. 自動車重量譲与税	2,696	△ 74	2,622	34	2,656	△ 40	98.5
4. 航空機燃料譲与税	140	5	145		145	5	103.6
5. 特別とん譲与税	125	1	126		126	1	100.8
6. 地方法人特別譲与税	17,643	4,397	22,040	△ 211	21,829	4,186	123.7
合 計	23,470	4,271	27,741	△ 177	27,564	4,094	117.4

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

(参考)

平成26年度税制改正による事項別増減収見込額（地方税関係）

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 法人住民税	△ 0	△ 1	△ 1	△ 1,965	△ 2,943	△ 4,908
法人税割の一部交付税原資化（国税化） （法人税割の税率の引下げ）	△ 0	△ 1	△ 1	△ 1,965	△ 2,943	△ 4,908
2 法人事業税	1		1	6,728		6,728
地方法人特別税から法人事業税への一部復元 （所得割及び収入割の税率の引上げ）	1		1	6,728		6,728
3 不動産取得税	△ 11		△ 11	△ 18		△ 18
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型 認定こども園等に係る非課税措置の創設	△ 5		△ 5	△ 5		△ 5
(2) 老朽化マンション再生（認定建替事業・認定建物敷 地売却）により施行者が取得する不動産に係る非課 税措置の創設	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
(3) 全国新幹線鉄道整備法に基づき指名された中央新幹 線の建設主体が取得する不動産に係る非課税措置の 創設	△ 4		△ 4	△ 11		△ 11
(4) その他	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
4 自動車税				10		10
グリーン化特例の拡充				10		10
5 自動車取得税	△ 900		△ 900	△ 900		△ 900
(1) 税率の引下げ	△ 806		△ 806	△ 806		△ 806
(2) エコカー減税の拡充	△ 94		△ 94	△ 94		△ 94
6 固定資産税		8	8		△ 61	△ 61
(1) 耐震改修が行われた既存家屋に係る税額の減額措置 の創設					△ 51	△ 51
(2) 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の創設					△ 1	△ 1
(3) ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置の創設					△ 5	△ 5
(4) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税 標準の特例措置の創設					△ 2	△ 2
(5) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型 認定こども園等に係る非課税措置の創設					△ 12	△ 12
(6) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資 産に対する非課税措置の廃止		9	9		9	9
(7) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産 に係る課税標準の特例措置の縮減		1	1		1	1
(8) 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充	△	2	△ 2		△ 2	△ 2
(9) 一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施 設に係る課税標準の特例措置の廃止					2	2
7 軽自動車税					307	307
(1) 四輪車等の標準税率の引上げ （H27.4.1以降に新規取得される新車のみ）					60	60
(2) 四輪車等の経年車重課の導入					116	116
(3) 二輪車等の標準税率の引上げ					131	131
8 都市計画税		1	1		△ 2	△ 2
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型 認定こども園等に係る非課税措置の創設					△ 3	△ 3
(2) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資 産に対する非課税措置の廃止		1	1		1	1
合計	△ 910	8	△ 902	3,855	△ 2,699	1,156
国税の税制改正に伴うもの	△ 283	△ 188	△ 471	△ 702	△ 215	△ 917
個人住民税				109	163	272
法人住民税	△ 77	△ 188	△ 265	△ 125	△ 378	△ 503
法人事業税	△ 189		△ 189	△ 708		△ 708
地方消費税	△ 17		△ 17	22		22
再計	△ 1,193	△ 180	△ 1,373	3,153	△ 2,914	239
地方譲与税						
地方法人特別譲与税	△ 211		△ 211	△ 7,100		△ 7,100
地方法人特別税から法人事業税への一部復元	△ 1		△ 1	△ 6,728		△ 6,728
国税の税制改正に伴うもの	△ 210		△ 210	△ 372		△ 372

(※1) 地方法人税(仮称)(国税)を創設して対応することとしており、その増収額は、初年度3億円、平年度4,845億円と見込まれる(財務省試算)。

(※2) 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元することとしている。

(※3) 平成27年度以降に新規取得される四輪等の新車に引上げ後の税率が適用されることから、平成28年度以降の各年度の増収見込額。

(※4) 「給与所得控除の見直し」の増収見込額は平成30年度分以降の増収見込額(平年度)であり、カッコ書きは平成29年度分の増収見込額である。
(平成29年度の給与所得に係る特別徴収は平成29年6月から実施されるが、その影響は考慮せず通年ベースとして算出している。)